

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

2 常任委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

(常任委員の所属並びに常任委員会の名称及び所管)

第2条 議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。ただし、議長は、常任委員となることについて辞退し、又は常任委員を辞任することができる。

2 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会

市長公室の所管に関する事項

総務局の所管に関する事項

危機管理局の所管に関する事項

財政局の所管に関する事項

選挙管理委員会の所管に関する事項

人事委員会の所管に関する事項

監査委員の所管に関する事項

他の委員会の所管に属しない事項

(2) 厚生委員会

市民環境局の所管に関する事項

健康局の所管に関する事項

福祉局の所管に関する事項

(3) 経済文教委員会

産業交流局の所管に関する事項

農業委員会の所管に関する事項

教育委員会の所管に関する事項

(4) 建設企業委員会

都市建設局の所管に関する事項

消防局の所管に関する事項

企業局の所管に関する事項

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

第3条の2 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(特別委員会の設置等)

第4条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

3 前項の委員の任期は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間とする。

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)

第5条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず13人とする。

(委員の選任)

第6条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

3 議長は、常任委員の申し出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期)第2項の例による。

(委員長及び副委員長)

第7条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第8条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権、秩序保持権)

第9条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第10条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長の辞任)

第11条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第12条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(招集)

第13条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の3分の1以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(委員会の開会方法の特例)

第13条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(定足数)

第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条

(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第15条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合において委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第16条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(委員会の公開等)

第17条 委員会は、原則として公開する。ただし、委員長は、傍聴人の数その他必要な制限をすることができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、規則で定める。

(秘密会)

第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いしないで委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(秩序保持に関する措置)

第20条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第21条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第23条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者のうちから、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者のうちに、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(公述人の発言)

第24条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第25条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第27条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるることができる。

4 参考人については、前3条の規定を準用する。

(記録)

第28条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

付 則

1 この条例は、昭和42年5月1日から施行する。

2 和歌山市議会委員会条例(昭和31年条例第29号)は、廃止する。

付 則(昭和43年8月5日)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和45年10月9日)

この条例の施行期日は、和歌山市事務分掌条例の一部を改正する条例(昭和45年条例第32号)の施行の日とする。

付 則(昭和47年8月8日)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年12月26日)

この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

付 則(昭和48年4月20日)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年4月19日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年3月31日)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月28日)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月26日)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定中「12人」を「11人」に改める部分は、同年5月2日から施行する。

附 則(平成3年10月5日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年2月26日)

この条例は、平成5年3月1日から施行する。

附 則(平成9年3月27日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の和歌山市議会委員会条例(以下「旧条例」という。)第2条の規定による経済企業委員会の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、この条例による改正後の和歌山市議会委員会条例(以下「新条例」という。)第2条の規定による産業企業委員会の委員に選任されたものとみなし、その任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、旧条例の規定による経済企業委員会の委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条の規定により常任委員会に議会閉会中の継続審査及び調査事件として付託されている案件は、新条例第2条の規定により当該所管常任委員会にそれぞれ継承するものとする。

附 則(平成10年3月26日)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月26日)

この条例は、平成11年5月2日から施行する。

附 則(平成11年10月4日)

この条例は、和歌山市人事委員会設置条例(平成11年条例第2号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成11年10月6日)

附 則(平成12年3月27日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月15日)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月28日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年7月19日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月4日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月22日)

1 この条例中第1条の規定は平成19年4月1日から、第2条の規定は同年5月2日から施行する。

2 第1条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の和歌山市議会委員会条例(以下「旧条例」という。)第2条各号に規定する各常任委員会の委員(委員長及び副委員長を含む。)のうち、次の表の左欄に掲げる委員会の委員(以下「旧委員会の委員」という。)については、同表の右欄に掲げる委員会の委員に選任されたものとみなし、その任期は、第1条の規定による改正後の和歌山市議会委員会条例(以下「新条例」という。)第3条第1項の規定にかかわらず、旧委員会の委員の残任期間とする。

教育民生委員会	厚生委員会
産業企業委員会	経済文教委員会
建設消防委員会	建設企業委員会

3 第1条の規定の施行の際現に旧条例第2条に規定する常任委員会に議会閉会中の継続審査及び調査事件として付託されている案件は、新条例第2条に規定する当該所管常任委員会にそれぞれ継承するものとする。

附 則(平成24年3月23日)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月28日)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する和歌山市教育委員会の旧教育長(同項に規定する旧教育長をいう。以下この項において同じ。)の教育委員会の委員としての任期が満了する日(当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合に

あつては、当該欠けた日)までの間は、この条例による改正後の和歌山市議会委員会条例第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の和歌山市議会委員会条例第19条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成30年3月23日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月13日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年10月2日)

この条例は、公布の日から施行する。